

# 統計委員会の活動：法施行状況報告審議結果 未諮問基幹統計の確認結果概要

平成27年3月31日 内閣府統計委員会

統計委員会は、「家計統計」、「人口動態統計」、「地方公務員給与実態統計」、「民間給与実態統計」、「木材統計」について確認を行いました。今後の取組が期待される方向性のうち、主なものは以下のとおりです。

※「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において、統計法施行状況の審議の一環として、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況等を計画的に確認することが掲げられました。今回の確認は、それに基づいて実施したものです。これまで諮問されていない統計について、平成29年度にかけて、毎年、確認を行います。

※審議において指摘した事項に係る改善の取組については、次年度以降の法施行状況審議の中で適宜フォローアップします。

## 家計統計（総務省）

### ○電子化の取組

- ・電子化に向け、記入精度を確保の上、電子化による記入者への負担軽減の効果と電子化の費用とを比較衡量して検討する必要があります。

### ○個人消費の把握の充実

- ・家計調査と連携を強化し、より早く個人消費を把握するため、家計消費状況調査の結果公表の早期化に向けて検討する必要があります。
- ・標本設計のあり方や標本誤差、データの振れ等の補正方法に関する調査研究などに取り組む必要があります。

### ○調査結果を理解した上での適切な利用

- ・調査結果を理解した上での適切な利用に資するよう、サンプルの分布など必要な情報も含めた分かりやすい情報を提供する必要があります。
- ・家計統計の重要性が認識された一方、景気の判断やこれに資する統計作成に当たっては過度な期待もあります。家計統計の利用（景気の判断やこれに資する統計作成に当たっての基礎情報として利用する場合を含む）に当たっては、標本誤差のほか、家計の支出の実態を反映した振れなど種々の要因による振れがあることを認識し、統計利用上の留意点等を十分に考慮する必要があります。

## 人口動態統計（厚生労働省）

### ○提供情報の充実

- ・集計の充実に向け、可能な限り様々な方面から幅広い意見を聴取することに留意が必要です。特に市町村別の外国人統計については、将来、政策上重要な課題ともなり得ることから、例えば外国人が一定規模以上の市町村における公表等を検討する必要があります。
- ・原死因以外の死因情報等を電子化し提供していくことを可能とする調査票情報の二次利用について、広く意見を聞いた上で、提供を検討する必要があります。